

助成金が交付されるまで

1 手続

必ず工事着手前に申請を行っていただき、交付決定を受けてから工事に着手してください。
申請書等の提出は、お客さまご本人以外の方でも提出いただけます。
申請に関する手続等は、上下水道部水道管路維持課へお越しく下さい。

2 手続の流れ

